

2023年4月26日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 吉岡 晃
(コード番号:2678 東証プライム)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 CFO 玉井 継 尋
TEL 03-4330-5130

損害賠償請求訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

当社が株式会社宮崎（以下「宮崎」という）を相手方として提起した当社物流センター火災に関する損害賠償請求訴訟について、本日、同裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所 2023年4月26日

2. 訴訟の経緯

当社は、宮崎との間で当社が所有する再生資源（段ボール等）を宮崎に継続的に販売する旨の契約に基づき（以下「本件契約」という）再生資源の販売取引を行っており、本件契約に基づく当社と宮崎の合意により、当社物流センター「ASKUL Logi PARK 首都圏」（当時、埼玉県入間郡三芳町所在、以下「本件物流倉庫」という）の端材置場（以下「本端材室」という）において継続的に再生資源の引渡しが行われておりましたところ、2017年2月16日、宮崎の従業員は本端材室において再生資源の回収運搬作業を行う際、フォークリフトの不適切な使用等により、火災（以下「本件火災」という）を引き起こしました。

当社は、本件火災により、本件物流倉庫の全損、近隣住民に対する補償、火災対応のための多大な人件費の投入、代替物流センターの開設といった直接的損失のほか、販売機会の逸失等の間接的損失を含め、当社が被った損害として金101億591万6,808円およびその遅延損害金を求める損害賠償請求訴訟を、2020年8月6日、宮崎に対し提起いたしました。

これに対して、本日、東京地方裁判所より、下記3. 記載の内容の判決の言渡しを受けました。
※詳細につきましては、2020年8月6日付「訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 判決の内容（要旨）

- (1) 被告（宮崎）は、原告（当社）に対して、51億1,859万4,268円およびこれに対する遅延損害金を支払え
- (2) 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し決定いたします。本判決による当社業績への影響を含め、本判決について今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上